

平成二十年十月七日提出
質問第八四号

在ドイツ日本大使館が借り上げた高級ホテルの利用率等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ドイツ日本大使館が借り上げた高級ホテルの利用率等に関する質問主意書

本年十月七日の新聞報道によると、在ドイツ日本大使館（以下、「大使館」という。）がドイツ西部のボンに館員が出張する際に利用するため年間を通じて借り上げている高級ホテル（以下、「ホテル」という。）の利用率が、わずか二割にも達していないことが明らかになったとのことである。右を踏まえ、以下質問する。

- 一 「ホテル」の年間賃貸料はいくらか。
- 二 「大使館」はいつから「ホテル」を借りているか。
- 三 「大使館」職員以外に「ホテル」の利用を許されている者はいるか。
- 四 「ホテル」を私用で利用することは許されているか。また、その様な事例はこれまであるか。
- 五 「ホテル」が最初に借り上げられてから現在に至るまでの年間利用率はいくらか。年ごとに明らかにされたい。

六 「ホテル」利用料は国民の税金から支払われていると承知するが、確認を求める。

七 新聞報道によると、「大使館」は「ホテル」利用の見直しを検討したが、一部館員の抵抗があり、抜本

的な見直しに踏み切れなかったとのことである。「ホテル」利用の見直しに抵抗した「大使館」職員とは誰か。年間わずか二割ほどこしか利用されていない「ホテル」の利用方法を見直すことに反対するのは、どのような考えがあつてのことか説明されたい。

八 新聞報道によると、重要な仕事もないのに、旅費等の予算消化のため、年度末近くに「ホテル」を利用するケースもあるとのことであるが、右は事実か。

九 仮に「ホテル」の借り上げをやめ、「大使館」職員が出張する際にはその都度ホテルを利用する等の方法をとれば、経費を節約できるのではないかと考えるが、「大使館」においてこうした検討はこれまでなされなかったのか。

十 利用率が低いにも関わらず「ホテル」を借り続けていたことは、「大使館」ひいては外務省の、国民の税金を使うことに対する意識の低さを顕著に現していると考ええる。国民が様々な負担増に喘いでいる今、これ以上税金を無駄遣いするのは到底許されることではないと考えるが、外務省として「大使館」の「ホテル」利用に対してどのような対応をとるのか説明されたい。

右質問する。